お花見ツアーに町内外から23名が参加

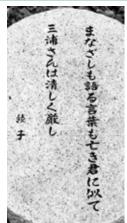
塩狩峠記念館開館20周年を記念して5月15日(水)に塩狩峠記念館や一目千本 桜をみるツアーを開催しました。当日は、快晴で絶好の花見日和となり、参加者 は満開となった塩狩の桜を楽しんでいました。その後、参加者は、JRで塩狩駅 から和寒駅まで移動し、昨年12月に完成した観光案内所を見学しました。













年 ħ あ n

~保険料納付を忘れずに・・・ 納めて安心国民年金~

■国民年金保険料の「免除制度」

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合や、失業などにより納付することが困難な 場合は、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

	全額免除				(納付なし)	
	4分の3免除			4分の1納付	(保険月額:	4, 110円)
	半額免除		半額	半額納付		8,210円)
	4分の1免除	4分の3納付			(保険月額:	12,310円)
ĺ					(保険月額:	16,410円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められており、被保険者、配偶者及び世帯主それ ぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されま す。(免除を申請する日の属する年度、または、その前年度に失業した方が対象です。)

※保険料の免除を受けた場合は、免除期間や金額に応じて年金受給額が減額されます。

【老齢基礎年金の計算式】

保険料 全額免除 4分の1 半額納付月数 4分の3 月数×1/2 納付月数×5/8 納付済月数 $\times 6/8$ 納付月数×7/8 780.100円 X

40年(加入可能年数)×12月

ただし、減額された保険料を納めないままでいると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢 基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除が認められ た方も、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますの で、満額の年金に近づけるためにもぜひご利用ください。